



2020年8月17日

各 位

会社名 サンネクスタグループ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高木 章
 (コード番号 8945 東証第一部)
 問合せ先 執行役員総務グループ長 田中 俊治
 (TEL. 03 - 5229 - 8839)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年9月25日開催予定の当社第22期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、2020年6月3日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途お知らせいたしましたとおり、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及びさらなる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。また、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数の変更等を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第37条(剰余金の配当等の決定機関)及び第38条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第9条(自己の株式の取得)、第45条(剰余金の配当の基準日)及び第46条(中間配当金)を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第9条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第9条～第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに<u>監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>3名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>④ <u>法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第4項により選任された補欠者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠者としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選任し、又、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>から代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>から取締役社長1名を選定し、又、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第24条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 各監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
	<p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ <u>当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要項及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p>	
<p>(監査役の実任限定契約)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。</p>	
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第5章 会計監査人</p>
<p>第41条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第45条 当社は株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）</u>をする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第47条 <u>期末配当金及び中間配当金</u>が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には、利息をつけない。</p>	<p><u>(剰余金の配当の支払免除及び利息)</u></p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の<u>剰余金の配当</u>には、利息をつけない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(監査役の実任契約に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 第22期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお従前の例による。</u></p>

以 上